

誓約書兼同意書

私は、御宿町定住化促進空き家家財道具等処分補助金交付要綱に基づく補助金の申請にあたり、当該要綱を遵守するとともに、次のことについて誓約及び同意します。

- (1) 空き家の全所有者等に家財道具等の処分等についての同意を得ており、本件家財道具等の処分等について、御宿町に対し一切迷惑をかけることはありません。
- (2) 本要綱第3条第1項第2号アに該当する場合は、補助金の交付を受けた日から起算して3年以内に空き家バンクからの登録の取り下げまたは宅地建物取引業者との媒介契約の解除は行いません。また、この期間内に補助を受けた空き家について3親等以内の者への売却・賃貸は行いません。このことについて御宿町が関係者に確認することに同意します。
- (3) 本要綱第3条第1項第2号イに該当する場合は、御宿町の住民となった日から5年未満の間に御宿町から転出し、又は補助を受けた空き家から転居しません。このことについて、御宿町が住居状況等について確認することに同意します。
- (4) 本要綱第3条第1項第2号ウに該当する場合は、事業完了後速やかに御宿町に住所を移します。また、御宿町の住民となった日から5年未満の間に御宿町から転出し、又は補助を受けた空き家から転居しません。このことについて、御宿町が住居状況等について確認することに同意します。
- (5) 町税の滞納はありません。また、このことについて本補助金に係る交付決定審査のため、申請者及び同一の世帯に属する者全員の当該納付状況の確認をすることに同意します。
- (6) 御宿町暴力団排除条例（平成23年条例第12号）第2条で定める暴力団員等ではありません。また、このことについて千葉県警察本部に確認をすることに合意します。
- (7) 不正な手段により補助金の交付決定を受けていたことなどにより、補助金交付決定を取り消された場合には、御宿町の指示に従い、既に受けている補助金を返還します。

年 月 日

住所
氏名